

甲賀市 区・自治会等における防犯カメラの設置・運用について (ガイドライン)

防犯カメラは、犯罪抑止効果があるだけでなく、犯罪発生時の捜査にも役立つ一方、プライバシーを侵害するおそれがあることから、設置にあたっては、その有効性を活かしつつ、プライバシーの保護に十分配慮した適切な管理運用を行う必要があります。

甲賀市では、令和3年度までに市内の複数の鉄道駅等に防犯カメラを設置し、さらなる防犯の取り組みとして、令和4年度から「甲賀市地域防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱（以下、「補助要綱」という。）」を制定し、地域ぐるみの防犯を推進しています。

このガイドラインは補助要綱に基づき補助金を申請等していただく際の参考資料として作成しましたが、補助要綱によらず独自に設置される場合や、他の補助事業を活用して設置する場合にも参考にしてください。

定義

「防犯カメラ」とは・・・

犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影する映像撮影装置で、本体又はそれに付属する機器に録画機能を有するものをいいます。

「記録データ」とは・・・

防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人又は特定のものを識別できるものをいいます。

「犯罪」とは・・・

ここでは、主に警察庁の定義にある「刑法犯」にあたるものをいいます。

凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交

粗暴犯：凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝 窃盗犯：窃盗

知能犯：詐欺 風俗犯：賭博、わいせつ その他：公務執行妨害、逮捕監禁

※不法投棄対策など監視を目的としたものは補助対象外となります。

設置についての注意事項

(1) 地域における同意

- ・防犯カメラの設置については総会等により、必ず地域の総意で決定してください。
- ・撮影の範囲となる撮影対象区域の住民の方から、事前に同意を得てください。

(2) 設置場所・台数等

① 設置場所

- ・不特定多数が往来する道路等の公共空間に設置するものとし、駅や小中学校から半径500メートル以内の通学路の設置を優先します。
- ・特定個人や特定建物を監視する目的で設置しないようにしてください。
(集会所やごみ集積場にスポットをあてたものなど、特定建物を撮影するものは補助対象外となります。)
- ・設置完了日から起算して、5年以上適切に維持管理できるようにしてください。
- ・プライバシーに配慮し、住宅内部などの私的空間が映らないよう措置を講じ、撮影範囲を必要最小限にしてください。

- ・民有地を原則とし、土地所有者等の許可を得て設置してください。
- ・やむをえず公共施設に設置を計画する場合は、その公共施設の管理者と協議してください。
- ・道路上に設置する場合、通行の妨げにならないように設置してください。
- ・カメラ本体が落下しないよう、堅牢な方法で取り付けてください。

②設置台数

- ・設置台数は、犯罪を予防し、住民の安全・安心を確保する目的を達成するとともに、不必要な個人の撮影を防ぐため、必要最小限の台数にしてください。

③設置の表示

- ・犯罪を予防する効果を高めるため、防犯カメラを設置していることを看板等に表示し、その存在を明らかにしてください。
- ・防犯カメラの管理者が分かるように看板等には設置者名を記載してください。

運用についての注意事項

(1)管理責任者の指定

- ① 防犯カメラは、運用を誤れば、プライバシーの侵害を引き起こします。適切な管理運用を図るため、必ず管理責任者を定めてください。
- ② 管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講じてください。

(2)管理運用基準の策定

管理責任者によって適切な管理を行うため、防犯カメラの運用に関する取り決めに明らかにした管理運用基準を定め、その内容について区等で同意を得た上で、内容を住民の方に周知してください。

策定にあたっては、別添の「防犯カメラ等管理運用基準(例)」を参考にしてください。

(3)記録データの取扱いについて

①取扱い

- ・防犯カメラ及び関連機器の操作、記録データの取扱い等については、管理責任者以外の者による取扱いは禁止してください。
- ・管理責任者以外の者が取扱う場合は、取扱担当者を指定し、定められた人物以外は取扱わないようにしてください。
- ・取扱担当者を指定した場合は、管理運用基準に取扱担当者名を記載し、管理責任者の許可なく機器の操作及び記録データを取扱うことができないよう、必要な措置を講じてください。

②保存期間

記録データの漏えい、滅失、き損又は流出防止及び改ざんの防止等その他画像の適正な管理を徹底するために、保存期間は15日程度としてください。

③厳重な保管

- ・記録データを保存するための記録媒体（CD、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）については、管理責任者及び取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、あらかじめ定めた防護された場所で厳重に保管し、外部への持出しができないようにしてください。

- ・インターネットの回線等により記録データの送受信を行う場合は、適切にIDやパスワードを管理し、記録データの流出がないようにしてください。

④処分

個人情報の漏えいを防ぐため、必要がなくなった記録媒体は、粉碎するなど再生不可能な状態にして直ちに処分してください。

(4)秘密の保持

- ・記録データを取扱った者は、そこから知り得た情報を絶対に他人に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。
- ・管理責任者や取扱担当者であっても、保守点検や記録データの利用の際以外に、映像を見ることがないようにしてください。

(5)記録データの利用制限

- ・防犯カメラの記録データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合以外は、利用又は提供を行わないでください。
 - ① 法令に基づき、捜査機関又は裁判所から照会があった場合
 - ② 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合
- ・記録データの提供を行った場合は、「提供日時」「提供先」「提供した記録データの内容」「提供理由」等を記録し、適正に運用してください。

(6)苦情解決

防犯カメラの設置等に関する苦情については、あらかじめ苦情対応マニュアルを作成する等して、管理責任者等によって誠実かつ迅速に対応してください。

このガイドラインは、犯罪を予防するという防犯カメラの有効性とプライバシーの保護の調和を図るため、防犯カメラの適切な設置・運用に配慮しなければならない最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラの設置にあたっては、プライバシー等の人権に十分配慮しつつ、このガイドラインを参考にしながら、それぞれの利用目的や利用形態に沿った適切な設置・運用に努めてください。

地域防犯は防犯カメラのみでは行うことはできません。防犯パトロールや見守り活動等と掛け合わせたうえで、地域防犯力の向上の取組み推進をお願いします。

担当：甲賀市市民環境部 生活環境課 防犯交通対策係 住所 528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地 電話 0748-69-2143 / FAX 0748-63-4582 E-mail koka10204000@city.koka.lg.jp
--

補助金交付等の流れ

(1) 事前協議

- ・申請後の不備や事業変更を防ぐため事前協議をお願いします。
- ・防犯効果が高い場所の検討について、甲賀警察署生活安全課（代：0748-62-4155）に相談していただいてもかまいません。
- ・予算範囲内での交付ですので、不足した場合には年度途中でも受付を終了する場合があります。
- ・対象経費は、主に、防犯カメラや周辺機器の設置工事費です。維持管理費、地代・占用料、操作指導料、設置検討にかかる経費は対象外です。
- ・補助金額は、対象経費の1／2（千円未満端数切捨）で上限30万円です。
- ・同一会計年度に1回のみ申請が可能です。別年度に2回目の申請をされた場合、初めて申請される団体を優先します。

(2) 交付申請

- ・申請書に必要書類を添付して、生活環境課防犯交通対策係に提出してください。
- ・書類に不足や不備があれば受付できませんので、事前に十分精査ください。

<提出書類（例）>

- ・申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・会議録のコピーなど地域の総意であることがわかるもの
- ・設置場所管理者の許可・承諾のわかるもの
- ・設計書、仕様書、位置図
- ・撮影イメージ写真
- ・見積書など経費がわかるもの
- ・防犯カメラ等の管理運用基準

(3) 交付決定

- ・必要書類添付の申請書の提出を受け、市で審査し、内容が適正であれば交付決定通知書（様式3）を送付します。

(4) 事業実施

- ・交付決定後、防犯カメラ設置等の事業を実施してください。
- ・交付決定前に着手された場合は、補助対象外になるのでご注意ください。

(5) 実績報告

- ・事業が完了すれば速やかに実績報告書を提出してください。（提出期限：年度末）

<提出書類（例）>

- ・実績報告書（様式第4号）
- ・事業決算書（様式第5号）
- ・領収書のコピー
- ・防犯カメラ設備や看板等の設置後の現況写真

(6) 交付額確定

- ・市で実績報告の審査をし、適正であれば交付額の確定通知書（様式6号）を送付します。

(7) 補助金の支払い

- ・ 交付額確定後、請求書を提出してください。
- ・ 市で審査し、請求書受付日から３０日以内に、甲賀市会計管理者から指定口座に入金します。振込日の指定はできません。

〇〇〇区防犯カメラ等管理運用基準（例）

1. 目的

この規程は、犯罪を予防し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的として、〇〇〇区が設置する防犯カメラについて、個人情報の保護に努める等、適正な管理及び運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この規程において、以下の用語の意義は、次に記載する内容のとおりとする。

（１）防犯カメラ

犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影する映像装置で、本体又はそれに付属する機器に録画機能を有するものをいう。

（２）記録データ

防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人を識別できるものをいう。

3. 防犯カメラの概要

〇〇〇区が設置する防犯カメラの機能、設置箇所、録画装置等は、別表１のとおりとする。また、防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者〇〇〇区」を記載した看板を設置するものとする。

4. 管理責任者

（１）防犯カメラの適正な管理を図るため、別表２のとおり防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

（２）管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

5. 記録データの管理

管理責任者は、記録データについて、次に定めるところにより管理するものとする。

（１）管理責任者以外の者による防犯カメラの操作及び記録データの取扱いを禁止する。

ただし、管理責任者が必要であると判断する場合には、それらを行う取扱担当者を指定することができる。その場合、取扱責任者は別表２のとおりとする。

（２）記録データを取扱う者は、そこから知り得た情報を決して他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（３）記録データの不必要な複写や加工、保管場所からの持出しは行わない。

（４）記録データは必ず施錠した場所に保管し、盗難及び散逸の防止に努める。

（５）インターネットの回線等により記録データの送受信を行う場合は、初期設定のＩＤやパスワードを変更したうえで新たに設定し、その後も定期的に変更するなどして、記録データの流出を防止する。

（６）記録データの保存期間は、原則として１５日以内とする。保管期間を経過した後は上書きする等、速やかに記録データを消去し、復元不可能にする。

(7) 記録データを廃棄する場合は、記録媒体の粉碎等の処理を確実に行う等、個人情報流出を防ぐ措置を講じる。

6. 記録データの利用制限

(1) 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、記録データの利用又は提供を行ってはならない。

ア 法令に基づき、捜査機関又は裁判所から照会があった場合

イ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

(2) 記録データを利用又は提供した場合、別表3の記録簿に記録するものとする。

7. 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な措置を講じなければならない。

8. その他

防犯カメラの管理及び運用に関するその他必要な事項は、〇〇〇区の総会等において、決定するものとする。

附 則

この基準は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

<別表 1>

防犯カメラ等の設置場所等

番号	設置場所（所在地）	設置場所の所有者	台数	機種等

<別表 2>

防犯カメラ等の管理責任者等

管理責任者	取扱担当者

<別表 3>

画像の利用等の記録簿

区分		1. 利用 / 2. 提供	
利用・提供日時		年 月 日 ()	
利用・提供するデータ	カメラ番号		
	記録日時	①	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
		②	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
		③	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
		④	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	その他特記事項		
利用者・提供先	機関・所属名		
	職・氏名		
	連絡先	電話： ()	
理由		1 法令に基づき、捜査機関又は裁判所から照会があった場合 2 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合	
備考			
記録簿への記入者(氏名)			